



子供の教育と地域社会のあり方に関する提言

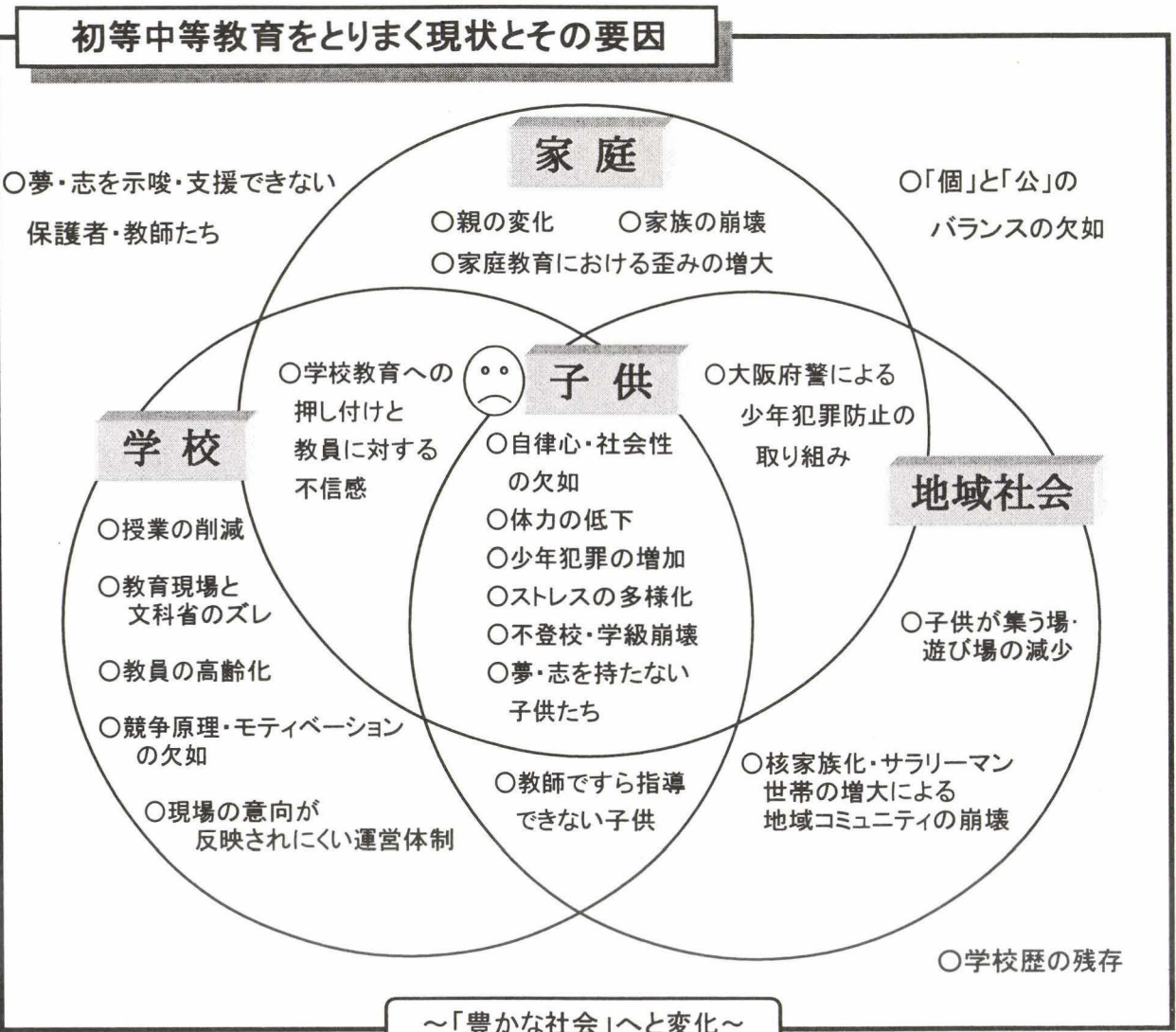
～日本の将来を担う人材育成に向けた家庭・学校・地域の協働と実践～

2002年4月

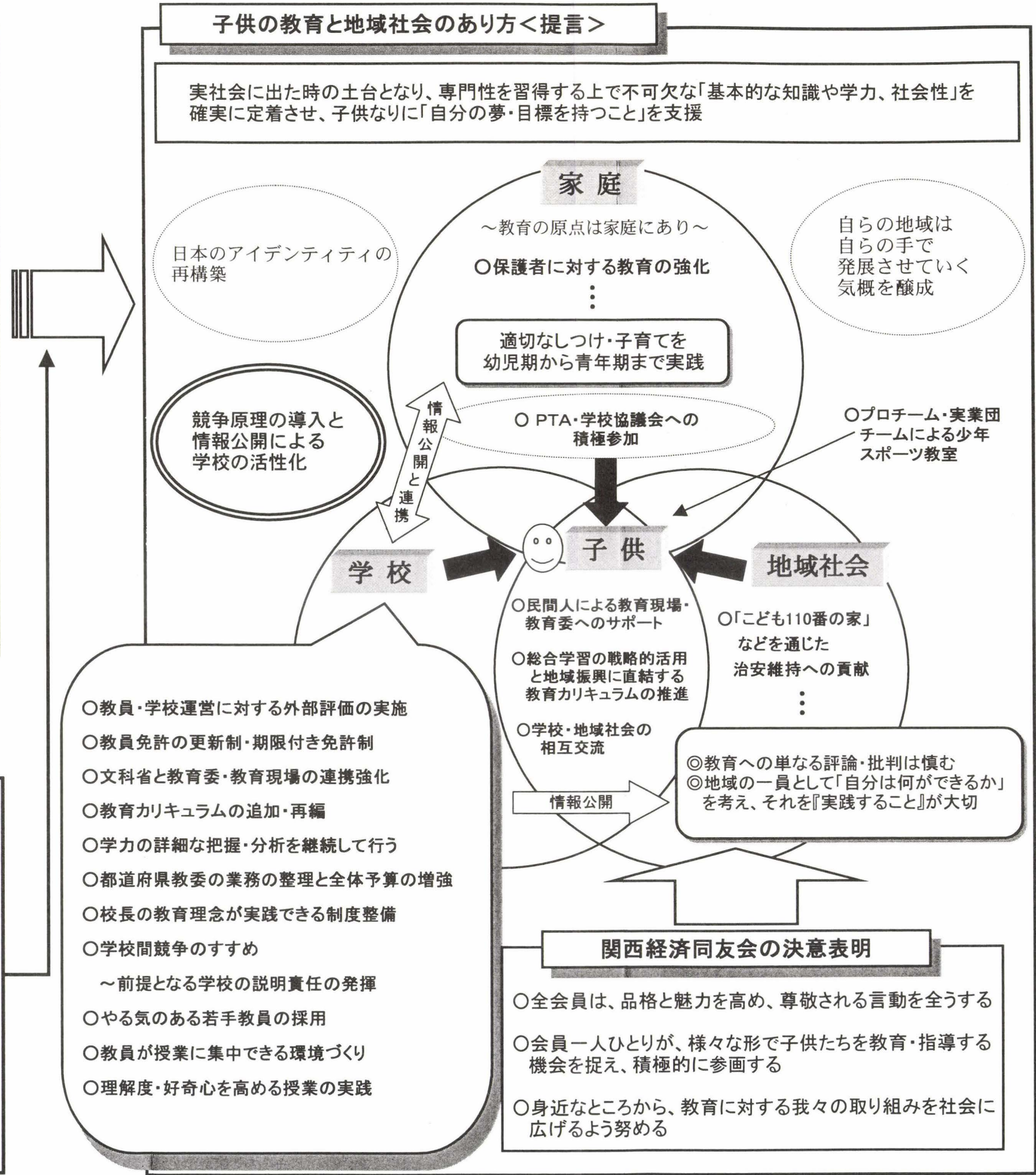
社団法人 関西経済同友会
教 育 社 会 委 員 会

目 次

はじめに	1
I. 児童生徒および教育・社会の現状の問題点	
1. 児童生徒の現況	2
①自律心・社会性の欠如、刹那主義、好奇心のなさ	2
②体力の低下	3
③少年犯罪の増加	3
④ストレスの多様化	5
⑤問題を起こす児童の増加 ～不登校児童・生徒、学級崩壊の増加	5
2. 教育現場の現況と教育制度の動向	6
①新教育課程の実施による授業時間数、学習内容の削減	6
②教育現場・教育委員会・文部科学省の意識のミスマッチ	7
3. 教育に関わる家庭、地域社会の現況	7
①教師ですら指導できない街中の子供たち	7
②大阪府警察本部（少年課）の少年犯罪防止への取り組み	8
③親の変化・家族の崩壊	8
④学校教育への押し付けと教員に対する不信感	8
II. 悪化の要因	
1. 家庭教育における歪みの増大	9
2. 地域社会、地域コミュニティの崩壊	9
3. 教育現場を取り巻く構造的要因	10
①教師の高齢化と年齢構成の歪み	10
②競争原理・モチベーションの欠如 ～教師の評価・処遇制度等に起因	10
③現場の意向が反映されない運営体制	11
4. その他 社会的な要因	11
①「個」と「公」のバランスの欠如	11
②夢・志なき子供、志を示唆・支援できていない保護者や教師（大人）の存在	11
③学校歴の残存とゆとり教育の弊害（悪循環）	11
III. 教育の活性化に向けて ～家庭・地域社会、教育関係者に対する提言	
1. 家庭・地域社会に対する提言	13
提言1：保護者に対する教育の強化	13
提言2：民間人による教育現場・教育委員会へのサポート	13
提言3：「こども110番の家」（cf. マクドナルド 全店）などを通じた治安維持への貢献	14
提言4：PTA・学校協議会への積極参加	14
提言5：プロチーム・実業団チームによる少年スポーツ教室	14
2. 教育関係者に対する提言	15
1）文部科学省に対して	
提言1：頑張った教師が報われる仕組みや新たな教員を任用できる形に法制度を改正	15
提言2：文部科学省と教育委員会・教育現場の連携強化	16
提言3：教育カリキュラムの追加・再編	17



- 教育の活性化に向けた8つのメッセージ**
- <家庭・地域社会>
- 基本的なしつけ、子供への適切なケアは家庭の最大の責務である。
 - 我々は当事者意識を再認識し、評論で済ませず、具体的に「実践」しなければならない。
 - 郷土愛を高め、自らの地域は自らの手で発展させていく気概を持たなければならない。
- <教育関係者>
- 聖職者としての誇りと自信、使命感を持って教育にあたるべし。
 - 多様な教育機会を提供するとともに、それぞれの道を尊重すること。
 - 教育の活性化に向け、学校間・教師間で徹底的に競争し、社会からの評価を受けるべし。
 - 校長のリーダーシップにより、教育の創意工夫や独自性を発揮すべし。
 - 国際教育を徹底的に推進するとともに、日本人としてのアイデンティティを教えるべし。



はじめに

現在、わが国における教育のあり方が問われている。わが国の将来をリードする人材の育成や、豊かな地域社会を実現するための教育について、これまでも多くの取り組みが重ねられてきた。しかし、昨今の教育に関する問題をあげれば枚挙にいとまがない。ゆとり教育の弊害等により学力低下が憂慮される一方、倫理観、正義感、道徳心の希薄化や、個と公のバランスの欠如、中高年には理解できない言動を伴う青少年の増加などは、基本的な生活習慣の欠如を招き、時として不幸にも陰湿、残忍な犯罪が発生する事態にまで至っている。豊かな社会を実現した現代では、我々の価値観や常識、生活環境が激変し、青少年の心は様々な影響を受けながら、ややもすると悪化の途をたどっていることも憂慮される。このような中、我が国の将来を展望すれば、まさに危機的状況にあると言わざるをえない。

これらの諸問題を是正するためには、教育制度や教育現場などの学校教育を改革することはもとより、家庭、地域社会をはじめ、社会システム全体の中で健全な青少年の育成に取り組んでいくことが不可欠となる。特に、大人社会における規範意識の低下や、保護者の過保護あるいは行き過ぎた放任などは、早急に改めなければならない。また、地域社会においても、子供の遊び場の減少や地域の連帯感の希薄化が、子供の発育に資する貴重な交流機会を疎外しており、地域社会の一員として我々がなすべきことが問われている。

生命や人権を尊重する心、自らを律し他人とも協調する心、勧善懲悪の心、そして国を愛する心など、心の形は純真かつ多感な初等中等教育でその骨格が醸成される。また、国際社会に通用する人材を多方面で輩出していくうえでは、初等中等教育でその素地を養うことも求められる。わが国の将来は、初等中等教育のあり方に委ねられていると言っても過言ではない。我々一人ひとりがその自覚と責任の下で、しっかりと育んでいくことが求められる。

これらの問題意識のもと、本提言では初等中等教育なかでも小中学校における教育の現状や問題点を浮き彫りにするとともに、そのあり方や家庭・地域社会との関わり方について提言する。

I. 児童生徒および教育・社会の現状の問題点

1. 児童生徒の現況

①自律心・社会性の欠如、刹那主義、好奇心のなさ

今の子供たちには、最低限の社会性やしつけ、自律心が欠如しているといった指摘がある。例えば、授業中に教師が「漢字の勉強をします」と唱えても、子供からは「いやだ」と返事が返ってきたり、人のものが落ちたら、それをどうすればいいのかを理解していないために、ただ見ているだけで拾わない、といった場面が見られる。

また、子供の会話でも、短い会話が小刻みに連発されるだけで、しっかりとした会話が疎かになっていたり、他人の立場や場面に応じた立ち振る舞いなどを、子供なりに配慮することに疎くなっている傾向がある。これらは、子供たちが豊かな環境に慣れ、自己中心的な思考に偏ってきていることなどが原因として考えられる。

一方、子供たちの学習意欲や好奇心の減退も指摘されている。国際教育到達度評価学会（IEA：The International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が、1999年に中学2年生を対象として実施した国際比較調査によると、数学や理科を「大好き」あるいは「好き」と答えた生徒の割合は、日本は、数学では38ヶ国中36位、理科では23ヶ国中22位であり、世界のなかでも最低ランクとなっている。

（図表1）数学・理科の好き嫌い国際比較（1999年、中学2年生対象）
～数学・理科について、「大好き」あるいは「好き」と答えた生徒の割合

国/地域 \ 教科	数学（38ヶ国）		理科（23ヶ国）	
	%	順位	%	順位
マレーシア	95	1	96	1
インドネシア	92	2	96	1
フィリピン	91	3	92	3
シンガポール	79	9	86	10
イギリス	77	12	83	12
カナダ	73	18	70	17
ニュージーランド	73	18	70	17
アメリカ合衆国	69	23	73	15
イタリア	68	25	72	16
オーストラリア	68	25	66	21
台湾	56	33	69	19
韓国	54	35	52	23
日本	48	36	55	22
国際平均	72	—	79	—

資料）国際教育到達度評価学会（IEA）「第3回国際数学・理科教育調査 第2段階調査（TIMSS-R）」
文部科学省「第3回国際数学・理科教育調査 第2段階調査（TIMSS-R）国際調査結果報告」

②体力の低下

子供たちの体格は大きくなる一方で、体力は低下傾向にある。ハンドボール投げなど運動能力の計測値が年々低下しているほか、実際に学校内でも、躓いた時にかばい手をつくことができず、歯を折ったり額をうったりするケースなど、以前では考えられなかったような出来事が起きている。

(図表 2) 子供たちの体格・体力の状況 (1975 年と 2000 年の比較、中学生 12 歳)

	身長 (cm)			体重 (kg)	
	男	女		男	女
1975年	148.6	149.6	1975年	40.0	41.6
2000年	152.9	152.1	2000年	45.4	45.0

	持久走 (秒)			ハンドボール投げ (m)	
	男	女		男	女
1975年	385.0	275.6	1975年	20.0	14.5
2000年	427.0	301.1	2000年	18.9	12.3

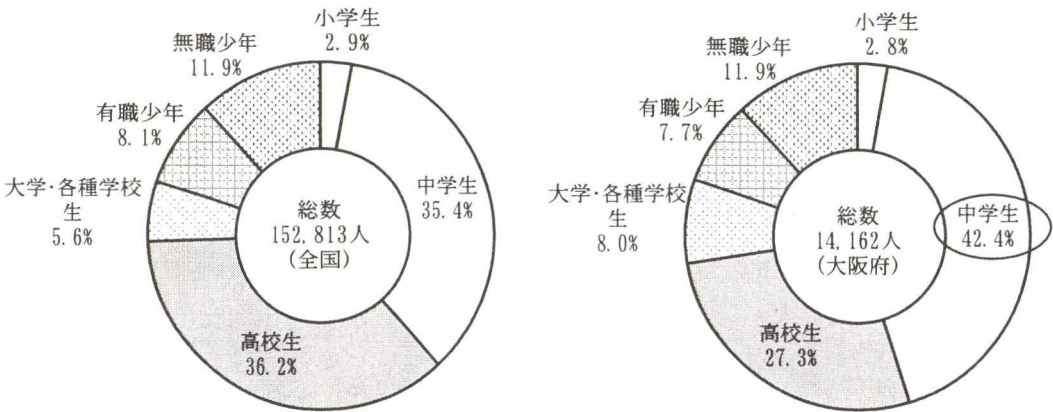
資料) 文部科学省 「文部科学統計総覧 平成14年版」

③少年犯罪の増加

少年犯罪はこれまでも認められたが、現在は 1980 年代前半以来、戦後第4のピーク期に位置づけられる (p 4 参照)。少年犯罪は、これまでに見られた恐喝、傷害、校内暴力などから、近年では暴走行為、女性や高齢者を狙ったひったくり、児童ポルノ、シンナー・覚醒剤等の薬物犯罪などへと傾向が変化している。ふとした遊び心を発端とした享乐的で陰湿な凶悪犯罪が多いのも特徴となっている。また、様々なコンプレックスや挫折感が発端となり、「普通の子」が突然爆発する「いきなり型」の犯罪も増加している。

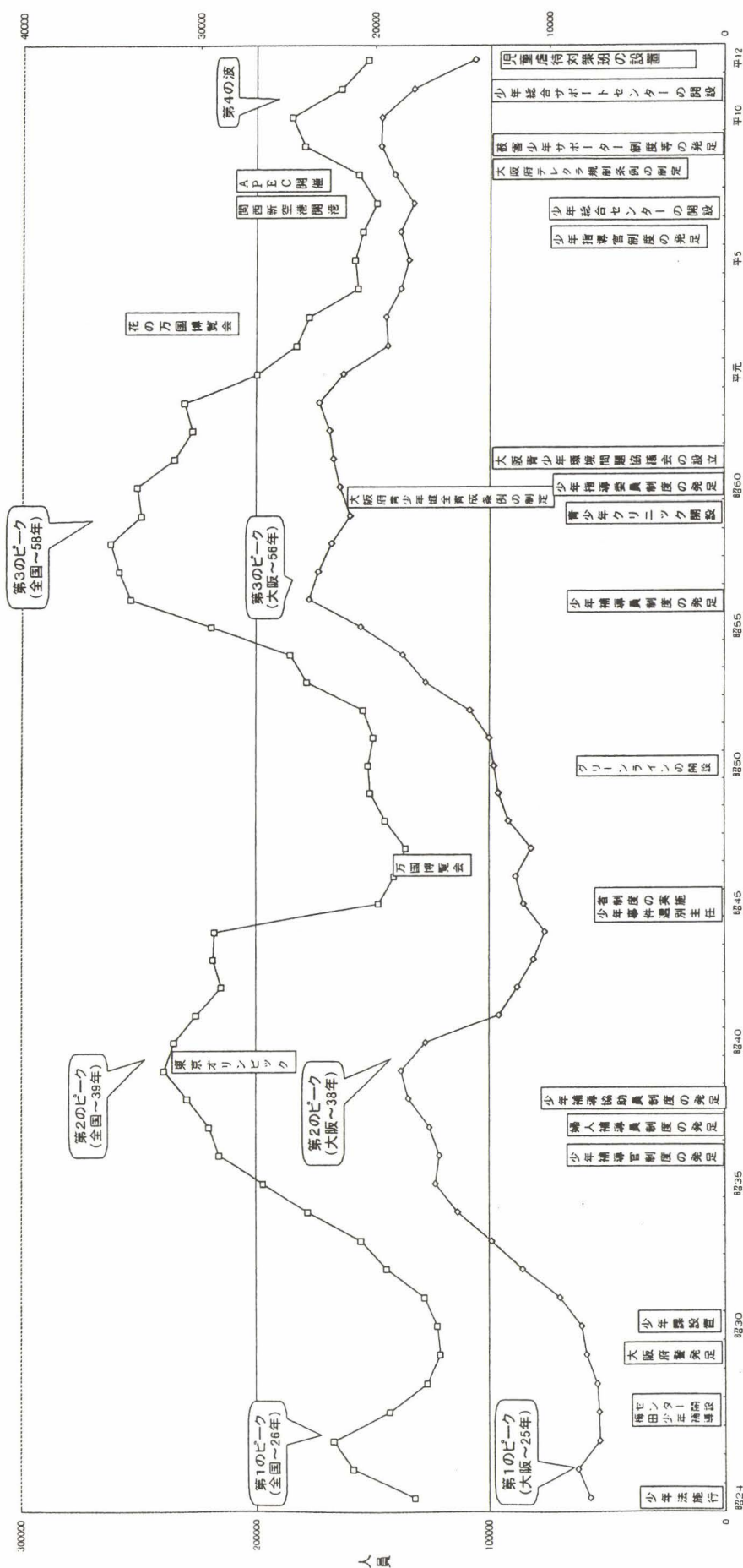
一方、犯罪の低年齢化も進行しており、全国では高校生の犯罪が最も多いのに対して、大阪府は中学生による少年犯罪が最も多くなっている。

(図表 3) 全国と大阪府の学職別刑法犯少年数 (平成 12 年)



資料) 大阪府警察本部 「大阪の少年非行 平成12年中の概況」

—◇— 全国の刑法犯少年
—◇— 府下の刑法犯少年



年次	昭 2 4	昭 2 5	昭 2 6	昭 2 7	昭 2 8	昭 2 9	昭 3 0	昭 3 1	昭 3 2	昭 3 3	昭 3 4	昭 3 5	昭 3 6	昭 3 7	昭 3 8	昭 3 9	昭 4 0	昭 4 1	昭 4 2	昭 4 3	昭 4 4	昭 4 5	昭 4 6	昭 4 7	昭 4 8	昭 4 9
府下の刑法犯少年	7,568	8,279	7,030	7,060	7,174	7,775	8,069	9,392	11,532	13,184	15,048	16,338	16,098	16,694	17,966	18,409	16,923	12,790	11,826	10,912	10,252	11,479	11,916	11,020	12,291	12,820
全国の刑法犯少年	131,916	158,426	166,433	143,247	126,097	120,413	121,753	127,421	144,506	155,373	176,889	196,682	216,456	220,749	229,717	238,830	234,959	226,203	215,477	218,950	218,458	148,022	141,197	135,747	145,211	151,624
	昭 5 0	昭 5 1	昭 5 2	昭 5 3	昭 5 4	昭 5 5	昭 5 6	昭 5 7	昭 5 8	昭 5 9	昭 6 0	昭 6 1	昭 6 2	昭 6 3	平 元	平 2	平 3	平 4	平 5	平 6	平 7	平 8	平 9	平 10	平 11	平 12
	13,054	13,337	14,359	16,924	18,309	20,753	23,558	23,974	22,362	21,350	21,907	22,266	22,470	23,051	21,752	19,240	19,356	18,434	17,977	18,457	17,682	18,811	19,646	19,608	17,679	14,162
	152,382	150,164	154,536	177,719	184,839	219,956	252,808	257,856	261,634	248,540	250,132	235,176	227,978	231,210	199,644	182,328	177,097	157,167	158,300	155,079	149,137	156,823	176,950	184,290	164,224	152,813

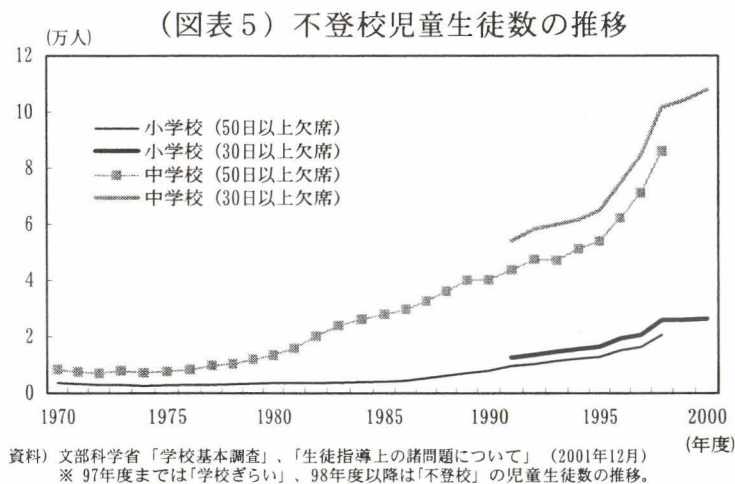
④ストレスの多様化

教育現場からの声では、子供が引き起こす各種の問題には、ストレスが大きく影響していることが窺える。現在、子供たちは様々なストレスに直面しており、その内容も学校の成績や内申書、友人関係や親子関係だけでなく、親のリストラ、離婚など、非常に多岐にわたっている。

例えば、ある親がリストラに遭い、親は子供を不安にさせないようにという思いから、「心配しなくていい」とだけ言いかけ、はっきりと親の置かれている状況を説明しない。しかし、そのために、かえって子供は子供なりに自分の家庭の経済状況を心配してしまい、それがストレスとなっているといった例もある。

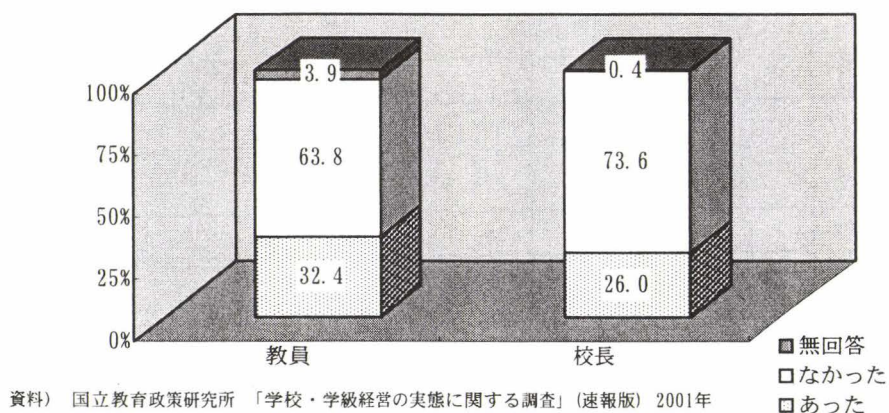
⑤問題を起こす児童の増加 ～不登校児童・生徒、学級崩壊の増加

不登校の児童・生徒数は、ゆとり教育の始まった 80 年代以降、増加の一途をたどっている。平成 12 年度に「不登校」が原因で年間 30 日以上欠席した全国の児童・生徒は、小学校で 279 人に 1 人、中学校では 38 人に 1 人の割合にまで達している。



また、昨今話題となっている学級崩壊の増加も深刻な状況にある。昨年、全国の小学校を対象に実施された調査(2001 年 国立教育政策研究所「学校・学級経営の実態に関する調査」)によると、教員の 32.4%、校長の 26.0%が「学級崩壊があった」としており、少なくとも 4 校に 1 校の小学校で学級崩壊が発生している計算になる。

(図表 6) 公立小学校における学級崩壊の状況



2. 教育現場の現況と教育制度の動向

①新教育課程の実施による授業時間数、学習内容の削減

1970年代、文部省は、これまで進めてきた教育が知識偏重の詰め込み教育になりがちで、子供たちが十分にその内容を自分のものとして習得しないまま、授業が先に進んでいくことが、小・中学生の理解度を低下させている大きな原因であるとの認識から、「ゆとりの中で自ら学び、自ら考える力」という新しい学力観を提示した。これに伴い、小学校では1980年と1990年、中学校では1981年、1991年に、それぞれ授業時間数・学習内容の削減が行われている。そして今般、ゆとり教育の流れのもとで3度目の改訂が行われ、今年4月から新学習指導要領が完全実施される。

これにより、国語・算数(数学)・理科・社会の主要4教科の授業時間数は、ゆとり教育が開始される以前と比較すると、小学校6年間で1000時間(▲25.4%)、中学校3年間で570時間(▲31.3%)減少する。また、学習内容も、上級学年への移行や学習内容自体の削除などにより、今回の改訂前と比べ3割の削減となる。例えば、これまで小学校3年生の算数で教えていた4桁同士の整数の加減や、3桁×2桁の筆算は小学校の学習内容自体から削除されることとなる。

(図表7) 公立小中学校の授業時間数の変化

小学校	1971年	1980年	1990年	2002年	1971-2002年での増減	
					時間数	(%)
国語	1603	1532	1601	1377	-226	-14.1
社会	663	558	420	345	-318	-52.0
算数	1047	1011	1011	869	-178	-17.0
理科	628	558	420	350	-278	-44.3
主要4教科 時間数合計	3941	3659	3452	2941	-1000	-25.4
生活	-	-	207	207	+207	-
音楽	452	418	418	358	-94	-20.8
図画工作	452	418	418	358	-94	-20.8
家庭	140	140	140	115	-25	-17.9
体育	627	627	627	540	-87	-13.9
全教科時間数	5612	5262	5262	4519	-1093	-19.5
道徳	209	209	209	209	0	0.0
特別活動	-	314	314	314	+314	-
総合的な学習	-	-	-	430	+430	-
総授業時間数	5821	5785	5785	5367	-454	-7.8

ゆとり教育の開始

1980年

新学習指導要領実施後

2002年

中学校	1972年	1981年	1991年	2002年	1972-2002年での増減	
					時間数	(%)
国語	525	455	455	350	-175	-33.3
社会	455	385	350~395	295	-160	-35.2
数学	420	385	385	315	-105	-25.0
理科	420	350	315~355	290	-130	-31.0
主要4教科 時間数合計	1820	1575	1590	1250	-570	-31.3
音楽	175	175	140~175	115	-60	-34.3
美術	175	175	140~175	115	-60	-34.3
保健体育	375	315	315~350	270	-105	-28.0
技術・家庭	315	245	210~245	175	-140	-44.4
外国語	-	-	-	315	+315	-
全教科時間数	3280	2835	2660~3150	2395~2520	-885~-760	-27.0~-23.2
道徳	105	105	105	105	0	0.0
特別活動	150	210	105~210	105	-45	-30.0
選択教科	420	350	350~630	350~630	-70~+210	-16.7~+50.0
総合的な学習	-	-	-	210~335	+210~335	-
総授業時間数	3535	3150	3150	2940	-595	-16.8

資料) 小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、教育委員会ヒアリング時資料より作成

②教育現場・教育委員会・文部科学省の意識のミスマッチ

教育に携わる人々の間で、意識のミスマッチが依然根強いことは否めない。教育現場、教育委員会、文部科学省がそれぞれの立場で望ましい教育に向けた取り組みを推進しているものの、その一貫性や実効性の点で課題を有していると思われる。具体的に各当事者の声を集めてみると、課題はより明確となる。

(教育に携わる当事者の意見)

- ・教育現場 … 人事、予算など殆どの権限を教育委員会が握っており、思うような学校運営ができない。→「学校を生かすも殺すも教育委員会次第だ。」
- ・市町村教育委員会…都道府県の教育委員会が殆どの権限を握り、市町村教育委員会との間で上下関係を作っている。→「都道府県の教育委員会は市町村の足を引っ張っているだけだ。」
- ・文部科学省 … 学習指導要領など最低限ものだけを国が担う。→「創意工夫は地方自治体が主体的に実施して頂くこととなっている。」

このような各当事者の意見を勘案すれば、責任の押し付け合いになりかねない恐れもある。教育の原点に立ち返り、一層の交流と成果のあがる円滑な運営が求められる。

3. 教育に関わる家庭、地域社会の現況

①教師ですら指導できない街中の子供たち

以前の日本であれば、子供たちが何か悪いことをしていても近所の住民が注意するというようなことは半ば普通のことであった。しかし、いつしか、いい意味での地域の監視・牽制機能は働かなくなり、子供たちが何をしても見て見ぬふりをするような社会になってしまっている。実際、我々が行ったインタビューの中でも次のような話があった。

地域からの苦情で、「御校の生徒が公園でたばこを吸っているから注意しに来てくれ」と言われ、担当の教師が注意に向かった。生徒に対して「地域の迷惑になるじゃないか」と注意すると、住民がその様子を見ていたらしく、しばらくして住民から「地域の迷惑になるなんて指導しないで欲しい。彼らに仕返しされたら困る」という苦情が再び学校に来了。

また、教師でさえも、勤務を離れ、帰宅途中でこのような場面に遭遇すれば、その場では恐くて指導できないというのが本音となっている。

②大阪府警察本部（少年課）の少年犯罪防止への取り組み

大阪府警少年課では、関係機関、団体と連携しつつ、継続補導少年を対象として、ロックバンド塾や太鼓塾等を開催し、自律心の涵養、規範意識の醸成を図り、地域社会とのふれあいを通じた少年の再非行の防止、立ち直りのための施策を推進している。

大阪府警少年課では、限られた陣容の中で日夜青少年の指導、育成に取り組んでいる。少年課は、関西経済同友会の今年度事業計画や当委員会の活動方針に位置づけられている健全な青少年の育成に向けた問題意識や取り組みを評価し、経済界との一層の協力体制の整備を希求している。

③親の変化・家族の崩壊

サラリーマン家庭の増加に伴い、父親は、残業や単身赴任などを背景として、子供と接する機会が乏しくなっており、子育てが母親に委ねられるケースが多くなっている。また、家庭内の交流機会の低下が行き過ぎ、家族の崩壊に繋がる事例もあるという。

さらに近年においては、子供をしつけや教育の対象というよりも、友達関係や親の嗜好の投影対象にするような一面や、親自体の価値観が社会通念から大きく逸脱している一面が認められる。例えば、子供の髪が茶髪であることを調べてみると、その原因は、親の髪染め液の残りを親からつけられているケースや、万引きで補導された子供の親から、「金を払えば済むんだろう」と主張されるケースなどが生じているという。

④学校教育への押し付けと教員に対する不信感

価値観の多様化が進み、「子供の喧嘩は親の喧嘩となる。」「運動会では弁当を持参しなくてもいいように昼食の出店を出して欲しい。」などの言葉に象徴されるように、学校に対する父母のクレームや要求は多岐にわたっている。また、PTA役員の就任を敬遠する保護者も少なくない。このように、本来、家庭が担うべきしつけや学校運営への支援、協力が不十分であるにもかかわらず、教師の管理責任、教育責任を過度に指摘する事例が認められる。

その結果、教員においては、独自の教育理念に基づいた教育ができにくくなるほか、父母との信頼関係に歪みが生じたり、教員が父母に対して必要以上に神経質になってしまう一面が認められる。

Ⅱ. 悪化の要因

1. 家庭教育における歪みの増大

個々人の価値観の多様化が進展しており、家庭教育にかなりの格差が生じている。例えば、児童虐待などに見られるとおり、教育やしつけを放棄する親が増大する一方、子供の余暇時間は全て習い事をさせたり、子供に対して過干渉となる親も存在している。

いずれの場合でも、親に自分の存在を認めてほしいといった思いから、子供のストレスが鬱積し、これが行き過ぎた子供は、親の期待に反する言動をとってしまうこともある。実際、犯罪を犯した少年たちの家庭環境は、家族が個人中心になっており、放任されている場合が多いという。

2. 地域社会、地域コミュニティの崩壊

核家族化やサラリーマン世帯の増大などが相俟って、地域内での交流機会や交流の場は明らかに減少している。地域のコミュニティが希薄化していった結果、子育てを経験した人に、相談を持ち掛けたり助言を受けたりする機会が乏しくなっており、この傾向は都市部において顕著になっている。

前出（p.5）した全国の小学校を対象にした調査によると、「地域で子供を育てていこうという空気に恵まれている」地域や「学校に協力的な地域住民が多い」地域ほど、「学級崩壊があった」と回答する教員の割合が小さくなってきている。地域の教育に対する認識や環境と学級崩壊との関係は、密接に関連していると考えられる。

（図表8）地域コミュニティと学級崩壊との関係

項 目	選 択 肢							
	とてもあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない				
住民同士の連帯感が強い	22.9	<	26.9	<	39.4	<	49.7	
子育て環境に恵まれない家庭が多い	47.8	>	38.2	>	27.2	>	17.3	
地域で子供を育てていこうという空気に恵まれている	23.0	<	27.6	<	39.5	<	49.8	
学校に協力的な地域住民が多い	22.3	<	30.5	<	43.6	<	56.4	
自分の子供のことしか考えない保護者が多い	45.4	>	35.2	>	22.2	>	15.8	
学校の新しい試みに理解を示す保護者が多い	25.3	<	29.7	<	41.3	<	45.1	

※数値は、「学級崩壊」があったと回答した教員の割合（％）を示す。

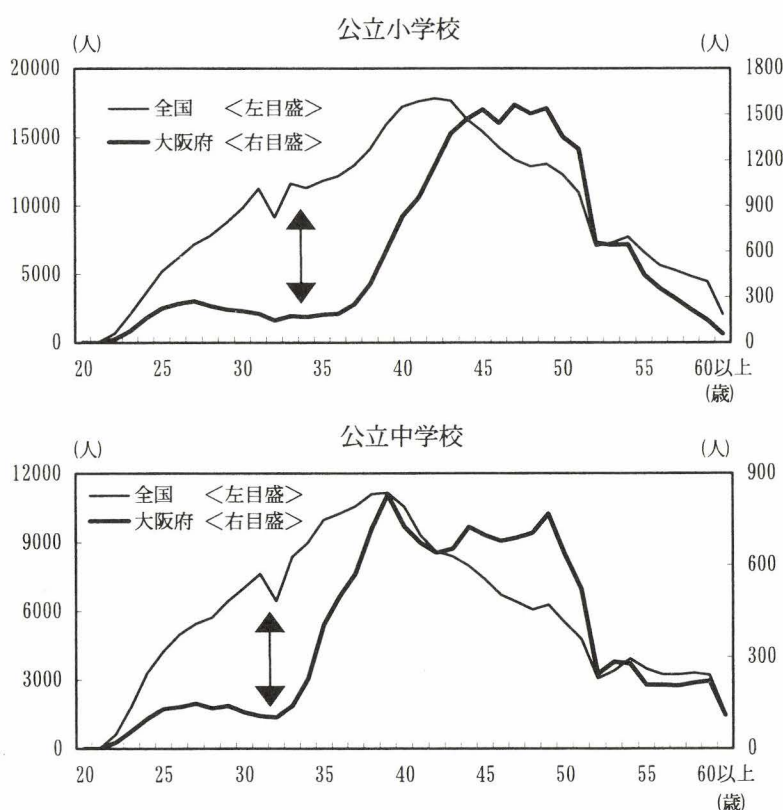
資料） 国立教育政策研究所 「学校・学級運営の実態に関する調査」（速報版） 2001年

3. 教育現場を取り巻く構造的要因

①教師の高齢化と年齢構成の歪み

少子化を見越して教員の新規採用を抑制してきた結果、教師の高齢化が急速に進んでいる。特に大阪府では、小中学校ともに 20～30 代の若手教員が不足し、教員の平均年齢は全国で最も高くなっている。中には、中学校教員の平均年齢が 47～48 歳にのぼる市や、校内最年少の教員が 39 歳という中学校もある。その結果、遠足やスポーツなど体力を要する行事が覚束なくなったり、教師が子供と遊ぶ機会が減少するなど、教育現場の活力の減退を招いている。また、年齢構成の歪みがこのまま進行すれば、将来校長となる人材が不足することも憂慮され、深刻な構造問題を内包している。

(図表 9) 公立小中学校における教員の年齢構成 (全国及び大阪府、平成10年度)



資料) いずれも文部科学省「学校教員統計調査報告書」(平成10年度)

②競争原理・モチベーションの欠如 ～ 教師の評価・処遇制度等に起因

公立学校の教員の給与は完全な年功序列制となっており、頑張っても怠けても同じ処遇となる。また、教員の評価・処遇体系自体にも歪みが認められる。例えば、特定の学級を長期間担当した結果、諸手当が積み上がり、給与が校長を上回る水準となっているケースや、かつては、教職員組合への参加の有無が諸々の評価に影響しかねなかったとの風説などもあげられる。

このような教員の評価・処遇制度が、教員間のいい意味での競争や活力を削ぐ要因になっていると考えられ、マンネリ化も災いして、教員のモチベーションが大きく減退することに繋がっている。

③現場の意向が反映されない運営体制

地方分権が進み、市町村教育委員会による主体性の発揮が期待されるなかで、人事・予算編成権などの権限は、依然として都道府県の教育委員会が有している。このため、教員のなかには、現場の長である校長の理念や指導方針を棚上げし、どちらかといえば教育委員会の意向に留意する教員もいるという。さらに、保守的かつ慣習的な行政や都道府県教育委員会の細かい規程が、教育現場や市町村教育委員会の活動に種々の制約を与えている。

その結果、教育現場が何がしかの意向を示し、校長が独自の教育理念で学校運営をしようとしても、様々な制約との板挟みに遭ってしまうのが実情であり、教育現場の努力が結実しにくいシステムとなっている。

4. その他 社会的な要因

①「個」と「公」のバランスの欠如

価値観が多様化し、社会のあらゆる場面で「公」の意識が薄れ、「個」の意識が前面に出過ぎてしまうケースが認められる。個々人の価値観が多様化しているとはいえ、遵守すべき最低限の「規範」すら大人は示せているとは言えず、そういった大人の悪い立ち振る舞いが子供にも露骨に影響している。

②夢・志なき子供、志を示唆・支援できていない保護者や教師（大人）の存在

何のために習い事をしているのか（あるいは、させているのか）、何になりたいのか（あるいは、させたいのか）が明確になっていない一方で、世間体や保護者自身の拘りを子供に転嫁させている一面がある。子供が夢や目標を持つうえで適切な指導、助言をするとともに、目標に向かって努力することの尊さを教え、その取り組みを支援することが保護者や教師に求められている。

③学校歴の残存とゆとり教育の弊害（悪循環）

NHKによるアンケート（「14歳・心の風景」プロジェクト編（1997年））によれば、「高校受験で人生がどの程度決まってしまうと思いますか？」の質問に対して、「ほとんど決まってしまう（16%）」、「半分くらい決まってしまう（37%）」との回答が得られている。また、親の学歴や社会階層の格差が子供の学習意欲の格差に相関するという分析結果も複数で認められる。

このような中、ゆとり教育がその格差を拡大させる傾向にある。即ち、ゆとり教育のもとで、学校歴等に拘る父母は子供の意思に関係なく塾や各種の教養機関に通わせる一方、それらに通わない子供は学力の相対的な低さに直面する結果、勉強意欲を低下させてしまうという事態を招いている。

Ⅲ. 教育の活性化に向けて ～家庭・地域社会、教育関係者に対する提言

＜教育制度および教育社会に対する基本的な考え＞

これまで見てきた教育に関する諸問題や要因は、現在の日本社会を反映しており、自己の夢や目指すべき人間像、アイデンティティ、心の拠りどころなど、国民としての根源的な基軸の欠如が密接に関連している。

今の初等中等教育を取り巻く問題の根源は、「ゆとり教育」だけに求めることはできない。確かに、これまで見てきたように、ゆとり教育は、学力の低下など様々な弊害を引き起こしてきたと考えられる。しかし、今の教育環境を悪化させた要因は、ゆとり教育以外にも数多くある。仮にゆとり教育のみを否定し、初等中等教育における教育メニューの絶対量を再び増加させても、今度は過去に見られた詰め込み教育の弊害が再燃すれば、またゆとり重視へ移行するという揺り戻しが、将来にわたって繰り返されるとも限らない。

むしろ、初等中等教育やゆとり教育といった既成の枠だけに囚われず、初等教育から大学・大学院といった高等教育までの一連の教育システムの中で、それぞれのあり方や役割が徹底的に見直されるべきである。そして、どの時期に何を習得させ、どういった能力を伸長させるのかを明確にし、また、各々の教育機関だけで不十分であれば、地域社会や企業など様々な社会的機能を取り込んでいくような制度設計を考えていくことが重要である。

一方、その前提として、国際社会の中での日本のあり方や国としての戦略、教育機能を包括する社会のあり方などを見直し、日本のアイデンティティを再構築すること、また、教育の原点は家庭教育にあり、すべての親がそれを再認識し責任をもって子育てに励むことが肝要となる。

その上で、義務教育の終了までに我々が子供たちになすべきことは、将来、実社会に出た時の土台となり、かつ高等教育機関などで専門性を習得するために必要不可欠となる「**基本的な知識や学力、社会性**」を確実に定着させ、子供なりに「**自分の夢・目標を持つことを支援すること**」だと考える。更に、たくましく有望な人材は、「競争」を通じて育まれる。**結果の平等を改め、競い合うことを尊重、徹底することにより、競争力や厳しい中でも頑張りぬく忍耐力を強化していくことが必要である。**そして、家庭や地域社会はそのことを念頭におきつつ、子供たちを支援していかなければならない。

また、教育担当者に対しては、公立学校の教職員を中心に父母や社会からの信頼が低下しているという意見もあるが、有能な教職員は少なからず在籍している。問題の本質は人材の善し悪しというよりも、むしろ教職員が全力を傾注しにくい教育システムにあると考えられる。**教職員は原点に立ち返り、自信と誇りと情熱を持ち、学校間で競争しながら教育に努めることを希求する。**

これまで見てきたように、学校・家庭・地域社会のそれぞれが様々な要因を抱え、うまく機能していない実態を勘案すれば、それぞれが活性化し、有機的に機能するために、ここに掲げる8つのメッセージを柱に、地域社会、教育関係者に対して具体的な提言を行う。

教育の活性化に向けた8つのメッセージ

家庭・地域社会

- 基本的なしつけ、子供への適切なケアは家庭の最大の責務である。
- 我々は当事者意識を再認識し、評論で済ませず、具体的に「実践」しなければならない。
- 郷土愛を高め、自らの地域は自らの手で発展させていく気概を持たなければならない。

教育関係者

- 聖職者としての誇りや自信、使命感を持って教育にあたるべし。
- 多様な教育機会を提供するとともに、それぞれの道を尊重すること。
- 教育の活性化に向け、学校間・教師間で徹底的に競争し、社会からの評価を受けるべし。
- 校長のリーダーシップにより、教育の創意工夫や独自性を発揮すべし。
- 国際教育を徹底的に推進するとともに、日本人としてのアイデンティティを教えるべし。

1. 家庭・地域社会に対する提言

提言1：保護者に対する教育の強化

集団社会での規範は、学校生活の中で身につけるべきものもあろうが、それ以前に、子供一人ひとりに対する基本的なしつけは、家庭教育の最大の責務であることは言うまでもない。しかし、前章で触れたように、若い保護者が地域社会において子育てのノウハウを身につける機会は減少している。このため、子供への接し方やしつけ方など、子育てに必要な知識を習得し、保護者が子育て・しつけを幼児期から青年期に至るまで適切に実践できるよう、既存の生涯教育制度などの活用を通じて強化していくべきである。なお、教育にあたっては、家庭教育での方向性や計画的な育成方策を策定するとともに、専門家の指導・助言などを参考にしつつ、長期間にわたってフォローしていくことが望まれる。

提言2：民間人による教育現場・教育委員会へのサポート

民間から新しい血を注入する形で、教育現場が閉塞していればそこに風穴を空け、組織を活性化させることが必要である。そのためにも、民間の管理職経験者などが校長・教育委員へ就任することを一層積極的に推進するべきである。また、地域住民も非常勤講師・講演などを通じ、学校教育に積極的に参加することで、教育現場への理解と支援を行うことが重要である。

提言3：「こども110番の家」(cf. マクドナルド 全店) などを通じた治安維持への貢献

子供が身の危険を感じた場合、逃げ込んで助けを求めることができるよう、「こども110番の家」運動が全国で導入され、浸透しつつある。普段から地域住民が子供たちと積極的に関わることで、地域社会が子供を守り育てるという雰囲気を一層高めていくことが重要である。

大阪府の「こども110番の家」は、昨年7月時点で約12万軒あるが、殆どが一般世帯となっている。このような中、ハンバーガーのマクドナルドでは、大阪府下で300店を超える全店舗に「こども110番の家」を導入した。また、商店街やタクシー会社などでもこの活動に協力するなど、子供を地域社会で守る取り組みの輪が全国で広がっている。子供たちの安全ために能動的に取り組んでいる各企業の姿勢は高く評価できよう。「こども110番の家」に限らず、健全な青少年の育成と地域の治安維持をめざして、様々な面に企業・組織の力を注いでいくことが望まれる。

提言4：PTA・学校協議会への積極参加

前述したとおり、PTA役員の就任を敬遠する保護者が増大している。また、子供が在学している関係から、PTAの活動においても様々な面で学校側に気を使うことがあるという。PTAへの参加要件を在校生の保護者から、学校と直接関係のない地域住民にまで広げ、積極的に参加を促していくことが重要である。

例えば、堺市立浜寺小学校などでは、学校と地域が密接に融合している。学校は先生のものというよりも「地域のもの」という認識で学校協議会(※1)が設置され、歴代のPTA会長を中心に地域をあげて学校運営に積極的にコミットしている。

これら学校の運営に参画することを通じて、住民に地域の一員としての意識が醸成されるとともに、学校を核とした地域コミュニティの形成へと繋がっていくことが重要である。

(※1) 学校協議会とは、文部省が学校評議員制度構想を打ち出し、学校教育法施行規則の改正を経て学校に評議員をおくことができるようになったことを受け、評議員制度の理念を推進していく方針のもとで設置されているもの。協議会は、校長の求めに応じて、保護者や地域住民等が参加して多様な観点から意見交換や提言を行うことにより、保護者や地域住民等の学校に対する理解と信頼を深めるとともに、学校運営の改善に資することを目的とする。

提言5：プロチーム・実業団チームによる少年スポーツ教室

子供たちにとって著名なスポーツ選手は、いつの時代も憧れの的である。憧れの選手からスポーツを通じて色々な指導を受けることは、子供の人生においても貴重な体験となる。プロチームや実業団チームによる少年スポーツ教室を積極的に開催することで、子供たちのスポーツスキルの上達や体力の向上だけでなく、子供たちに「夢とロマン」を与えていくことは、一流プレーヤーを抱える組織の重要な役割であると考えられる。

2. 教育関係者に対する提言

1) 文部科学省に対して

提言 1：頑張った教師が報われる仕組みや新たな教員を任用できる形に法制度を改正

①教員および学校運営に対する外部評価の実施

現状は頑張っても頑張らなくても処遇が同じである。教職に対する一定の配慮であるとする意見もあるが、それが災いして、保守主義、ことなかれ主義が蔓延しているほか、教員にふさわしくない者が在籍する事態を招いている。大阪府教育委員会の「教職員の資質向上に関する検討委員会」の報告によれば、自らの能力を発揮できず教育指導に悩みを持ち、自信を失いつつある教員や、教育の専門家としての使命を見失い、子供の前に立つことの適格性を疑わなくてはならない教員などの存在が確認されている。

教員の処遇にあたっては、能力や実績に応じて給与格差が生じることは当然のこと、契約制や年俸制の導入などを通じて、能力があり頑張った人が報われる一方、指導力が乏しい教員や教員の風上にもおけない者には、厳格な措置が講じられるような処遇体系に抜本的に改めるべきである。

他方、学校運営そのものの巧拙をチェックすることも重要となる。リーダーシップやマネジメントに問題がある校長などをはじめ、教職員に問題がある場合のほか、学校運営を妨げている保護者に対しても適切に指導していかなければならない。

そのためには、学校での教育が正常に行われているかをチェックする外部評価体制の整備が不可欠となる。このような認識に立ち、第三者から構成される「学校教育評価機関」の設置を提言する。構成員は、利害を超えた立場から望ましい教育のあり方を提案、指導できる有識者や組織運営に長けた経験者を中心に構成することが望ましい（従って、教育委員会の職員や子供の父兄など、学校運営に直接関係を持つ者は除く）。

②教員免許の更新制・期限付き免許制度への移行

公立学校の教員の採用は、1年間の条件付任用（教育公務員特例法 13 条の 2）となっているが、それが活発に運用されているという事例は極めて乏しいとされる。一方、広島県などでは学校運営の活性化をめざして、教員免許を持たない民間人が校長に登用される事例も出てきた。

中央教育審議会の答申では、教員免許の更新制に対して否定的な見解を有しているが、外部評価が制度として定着すれば、教員免許の見直しも視野に入れるべきであると考えます。

このような認識のもと、現行の教員免許を更新制へと移行するとともに、他方、教育委員会の判断のもとで、一定期限（例えば 5 年）の教員免許を付与する制度を新たに導入すべきである。これにより、既存の教員は一定期限毎に免許の更新がはかられる結果、不適格な教員が排除されると共に、教職課程を履修していない者でも、意欲があり教員にふさわしいと見なされる者は教育現場に参画することが可能となる。

提言 2：文部科学省と教育委員会・教育現場の連携強化

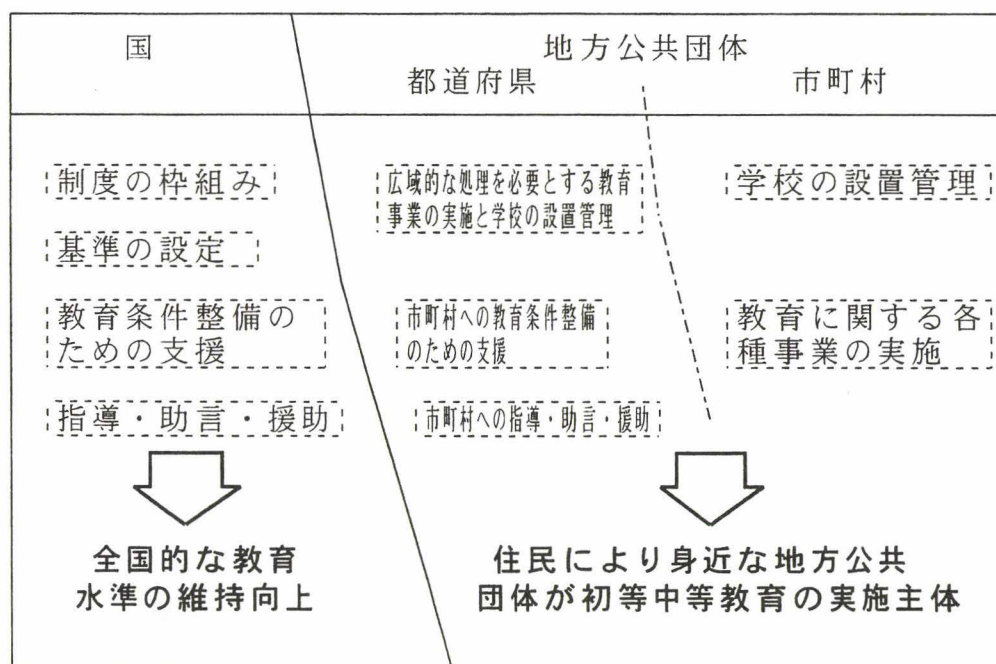
地方教育行政の改革にあたっては、国と地方の役割分担について、その基本的な考え方として、「初等中等教育においては、住民により身近な地方公共団体が実施主体」と位置づけられている。その位置づけのもと、現在、文部科学省では、教育委員会に対して教育現場の裁量の拡大を促してはいる（末尾、付属資料参照）。

しかし、自治体の教育に係る諸規定が文部科学省の管轄外であることを事由に、その見直しについては、教育委員会に取り組みを委ねているのが実情である。また、前述したとおり、文部科学省、教育委員会、教育現場のそれぞれの意見を踏まえても、一面で責任の押し付け合いが認められることは否めない。各々の教育行政担当者は、「子供そのもの」に向き合っているというよりも、制度論や分担論に偏重している感もある。

文部科学省、教育委員会、教育現場の担当者は、我が国の将来を担う人材の育成という原点に立ち返って、連携強化に努めなければならない。

特に、自治体の教育に係る諸規定は、教育現場の自由度や子供の育成機会を制限するような内容を改め、子供の成長に主眼を置いた規則へと改訂すべきである。

（図表 9）国と地方公共団体との関係



国と地方の役割分担についての基本的考え方

- 初等中等教育においては、住民により身近な地方公共団体が実施主体であり、公立学校の設置運営等を実施。
- 一方、国は、全国的な水準の維持向上や教育の機会均等等を確保するため、教育制度の枠組みの設定、学校設置基準や学習指導要領等の基準の設定、指導・助言・援助、教育条件の整備に関する財政支援等を行う役割を担う。

（資料）文部科学省資料「地方教育行政について」

提言 3：教育カリキュラムの追加・再編

急速にグローバル化が進展するなかでは、語学教育をはじめ国際教育の強化が欠かせない。しかし、将来、世界に伍していく人材を育成するためには、世界のことを知り、外国語が扱えるだけではなく、それ以前に日本のことを熟知し、日本人としてのアイデンティティを確立することが必要となる。特に、戦後教育において、日本を否定してきた歴史のあり方にどう対峙し、国際社会の中で日本の基軸をどのように設定していくのかが重要である。例えば、「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、学習指導要領でも国旗と国家の意義を理解し、これを尊重する態度を育てることが明確に位置づけられているにも拘わらず、依然、教員の中には、「日の丸」、「君が代」が太平洋戦争における侵略のシンボルであるように子供たちに唱える教員や、学内の式典では子供たちを前にして、国旗の掲揚を拒み、国歌を起立斉唱しない教員が少なからず存在する。国旗・国歌に敬意を払うことは国民として当然のことである。また、敬意を払う以前の問題として、「国旗・国歌の強制は憲法問題である」というような論調が生じること自体、嘆かわしい状況であると言わざるをえない。いわんや自らのイデオロギーを純真かつ多感な子供たちに押しつけてしまう教員の責任は重い。

このような認識のもと、以下のような観点から教育カリキュラムを追加、編纂していくことが必要である。

- ①英語をはじめとする語学教育を強化するだけでなく、語学を実用可能なものにするための方策として、色々な科目の授業を英語でも行う。
- ②世界の歴史だけでなく国際情勢などを今まで以上に重視し、世界の人々の考え方や異文化を広く知ることができるようにする。
- ③日本を愛する心、伝統文化・美意識などについて学び、国民として、自信を持って日本のことを外国人に語れるようにする。
- ④奉仕活動など、共同生活で必要となる「最低限の社会規範」を授業で習得、体験させる。

提言 4：学力の詳細な把握・分析を継続して行う

今年1月に小中学生 49 万人（全国の約7%）を対象として全国一斉の学力調査が実施された。同様の大規模調査が 1966 年（昭和 41 年）に実施されて以来 36 年ぶりのものとなっている。

文部科学省は、今回を契機として継続的に学力検査を行い、責任を持って我が国の学力水準を把握・分析しなければならない。一方、民間教育機関も学力に関する情報を積極的に公表し、文部科学省の政策運営に反映させていくことが重要である。

2) 都道府県・市町村教育委員会に対して

提言1：都道府県教育委員会が負う業務の整理と全体予算の増強

～管理主体は市町村の教育委員会に

地方分権一括法の施行により、教育での機関委任事務が廃止され、教育が市町村の自治事務であることが明確となった。しかし、前述したとおり、市町村の教育委員会や小中学校が新しい取り組みを試みようとしても、都道府県の教育委員会による慣習的な教育行政や諸規則が足かせとなり、なかなか実現できないのが実情となっている。

都道府県の教育委員会の業務は、最低限のものに整理し、公立小中学校の直接の管理は、市町村の教育委員会に委ねるべきである。

一方、義務教育に係る予算については、我が国の将来における重要性を鑑み、国・地方ともに積極的に増強すべきである。

提言2：総合学習の戦略的な活用と地域振興や地域アイデンティティに直結する教育カリキュラムの推進

教育は地方自治とも密接に連携するものでなければならない。単に郷土の歴史や地勢を学ぶだけではなく、地域振興や地域アイデンティティの醸成に貢献できる教育を各地で展開していくことが必要である。

特に、大阪においては、国際都市の構成員となりうる語学教育や、現在不足しているIT関連人材の輩出を重点的に展開していくよう、今般導入される総合学習の時間を積極的に活用し、地域に応じたダイナミックなカリキュラムを導入すべきである。

提言3：校長の教育理念が実践できる制度整備

校長の教育理念や各地域の実情にあわせた教育が実践できるよう、予算執行権や人事権は早急に校長へ権限委譲し、校長がリーダーシップを発揮できる環境を整備することを切望する。

提言4：学校間競争のすすめ ～前提となる学校の説明責任の発揮

公立学校の学区制を廃止すると同時に、私立校へ通学する児童生徒に対する奨学金（貸与）を拡充することにより、学校選択上の条件を整えた上で学校を選択させ、保護者の教育に対する責任意識を持たせることも必要である。その際、公私立を問わず、毎年他の学校へ編入すること（トランスファー）を可能にし、個人の価値観が尊重され柔軟性に富んだ教育環境を整備する。

また、学校は校長の教育理念を表明するとともに、特徴・指導方針・人材育成目標などを、ホームページなどを活用しつつ積極的に公開し、説明責任を負うことで、適切な学校選択を促すことが必要である。

提言 5：やる気のある若手教員の積極的な採用

前章で見たとおり、若手教員の人員不足は、現状の教育現場から活気を低下させるとともに、将来においても、指導者層の絶対数が不足するという深刻な構造問題を孕んでいる。また、後の提言でも触れるが、一人ひとりの能力に応じた少人数教育を教育現場で導入すれば、教員の増員も当然必要となる。そのため、20～30 代の若手や指導力の高い人材を積極的に採用し、教育現場に登用することを求める。今までのペーパーテスト偏重の採用から、やる気や魅力など人間性を重視した採用へと変更するなど、教員の採用方法を大幅に見直すことが重要である。

3) 教育現場に対して

提言 1：教師が授業に集中できる環境づくり

教員が担う業務は過密かつ多岐にわたり、授業が疎かになりかねない状況にある。

今後は、授業関連業務（教材研究、カリキュラム作成など）に専念し、その責務において明確な目標設定と進捗管理（PDCA）を徹底する。他方、授業関連以外の業務については、派遣社員の採用や教員OB・NPOなどボランティアと連携し、教員の負担を極力削減していくことを求める。

提言 2：子供の理解度・好奇心を高める授業の実践

学力の向上は、人格の形成とあわせて学校の重要な役割の一つである。教師は「一人ひとりの学力をいかにしてさらに向上させるか」に注力すべきである。子供一人ひとりの理解度・習得力の差は素直に認めたうえで、子供の理解度・習熟度に応じ、好奇心を高める授業を小学校の早い段階から行うことを提言する。具体例として以下の2点を提示する。

①国語・算数(数学)・理科・英語などは習熟度別の少人数教育を実施

②小学校における教科担任制の導入

また、上記の例に限らず、子供の理解度や授業への好奇心の向上に資する創意工夫は、学校独自の判断で積極的に導入することを求める。

提言 3：学校と地域社会の相互交流の推進

学校と地域社会の相互交流のためには、まずもって学校長が教育現場の実情を、授業参観を含めて積極的に公開し、家庭・地域の参画を促さなければならない。

また、学校は社会見学などの形で、積極的に地域社会に参入し交流を図る一方、地域の交流拠点としての学校の機能を強化し、土日は学校を地域に開放したり、空き教室を活用して各種の取り組みを継続したり、多方面でその学校の施設、機能の有効活用を図ることが重要である。

おわりに

教育関係者への要望

子供同士の競争や学校間競争など、「競争」を通じて子供たちは逞しくなり、教育関係者も向上する。教育現場における一層の競争を強く希求する。

関西経済同友会の決意表明

全会員は、子供たちの「模範」となり、身近なところから指導、教育を実践していくことを宣言する。

今年度の委員会活動を通じて、子供たちの教育に関わる様々な方々と接する機会を得ることができた。近年における関西経済同友会の活動としては、ここまで子供たちの教育に関わる方々を訪問したこともなかったと思われる。意見交換にあたっては、共通して、「そもそも、なぜ経済界の方々が、このような課題に取り組まれているのか」という質問を頂いた。また、「経済界の方々が学校にいらっしゃるので、どんなことを聞かれるのかと緊張していた」とか、「企業のマネジメントを教育現場も参考にしていきたい」などの意見もあった。これらの発言に象徴されるとおり、子供たちの教育を担う方々から見れば、我々経済界はあまりに縁遠い存在であったのかもしれない。

一方、経済界においても、「雇用と人材育成」や「産学交流のあり方」などの諸課題にこれまで取り組んできたが、今後は、それらの前段階に位置づけられる「**子供たちのあり方**」も視野に入れ、**子供たちが成人に至る一連のプロセスに対して働きかけていくことが、我が国の将来を形どる上で重要である**と考える。「お受験」に象徴される幼少期からの各種教育とこれまで企業が求めてきた人材像とは、決して無関係ではない。

我が国の現状や将来を鑑み、子供たちを取り巻く環境や教育のあり方に対する危機意識は高まっており、今や何がしかの是正が必要であることに異論はなかろう。本提言では、今年度の活動を通じて考えられる施策をあげさせて頂いたが、**経済界の立場からは、特に「子供たち並びに教育担当者に競争原理を浸透させ、教育現場の活性化を徹底的に推進していくこと」を強く希求する。**

日本の将来を担う子供たちの指導、育成は、いわば際限のない取り組みであり、また、それは決して教育現場だけに委ねられるべきものではない。その中で、**最も重要なことは「実践すること」にある。我々は教育問題を第三者的な評論や論議だけで終わらせてはならない。**例えば、教育制度に問題があると思うならば、その制度を改革するよう主張していくことは当然だが、一方で、その問題点や不足要素を我々や地域社会が補完していく姿勢も重要である。**我々一人ひとりが「子供たちに対して何ができるかを考え(ask what you can do for the children)」、それを実践していくことこそが、現下の問題を克服していく最大の原動力になると確信する。**例えば、登校する近所の子供たちに挨拶をする。機会をつくって母校や近くの学校を訪れてみるなど、子供たちに働きかける方法はいくらでもあろう。また、子供は親(大人)の背中を見て育つという。親や大人が子供たちに対して、本当に模範となりうる言動を励行しているか、あるいは、子供たちに「夢と希望」を与えているのかを、常に自問自答しつつ行動に移していかなければならない。

このような認識のもと、**関西経済同友会の全会員は、品格と魅力を高め、尊敬される言動を全うすること、そして、会員一人ひとりが様々な形で子供たちを教育、指導する機会を捉え積極的に参画するとともに、身近なところからその取り組みを社会に広げるよう努めていくことを本提言のむすびに代えて宣言致したい。**

以上

子供の教育と地域社会のあり方に関する提言

付 属 資 料

学校の自主性・自律性の確立

公立学校が、校長のリーダーシップのもとで組織的・機動的に運営され、子どもや地域の実情に応じた特色ある学校づくりができるようにする観点から、学校の自主性・自律性の確立を図るため、次のような取組を行っている。

(1) 学校教育法施行規則等の一部改正 (平成12年4月施行)

〈改正事項〉

①職員会議の位置付けの明確化

【趣旨】

職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開し、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義を有する。

しかしながら、これまで法令上の根拠が明確でなかったことから、校長がその職責を果たす上で、職員会議が十分機能していないなどの問題点が指摘されていた。

このため、職員会議の運営の適正化を図る観点から、新たに規定を設け、職員会議を校長の職務の円滑な執行を補助する機関として位置付けたものである。

*学校教育法施行規則第23条の2

- 1 小学校は、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- 2 職員会議は、校長が主宰する。

【内容】

○ 職員会議の性格

職員会議は、学校の管理運営に関する校長の権限と責任を前提として、校長の職務の円滑な執行を「補助」する。

○ 職員会議の運営

職員会議は「校長の職務の円滑な執行に資する」ことが役割。校長が自らの職務を円滑に実施する上で必要と判断した事項について、職員会議で取り扱うことができる。

なお、職員会議が必要以上に長時間にわたり、校務に支障を来すことのないよう、企画委員会や運営委員会を積極的に活用するなど、効率的・機動的な職員会議の運営が必要である。

○ 職員会議の構成

設置者の定めるところによるが、教員以外の職員も含め、学校の実情に応じて学校のすべての職員が参加できるよう運営の在り方を見直すことが望ましい。

○ 校長の役割

職員会議は校長が「主宰」する。校長の役割は、単に職員を集めるだけでなく、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、自らの権限と責任において、職員会議を管理し運営することを意味する。

②学校評議員制度の導入

- ・校長が、保護者や地域住民等の意見を幅広く聞き、学校運営に生かすとともに、保護者や地域住民等の協力を得るための仕組みとして、学校に学校評議員を置くことができる。（校長のサポーター）
- ・学校評議員は、保護者や地域住民等に委嘱され、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べることができる。

【参考】学校評議員（類似のものを含む）の設置状況（平成13年4月現在）

〔都道府県及び指定都市〕

（ア）全校で設置	10団体（16.9%）
（イ）一部の学校で設置	29団体（49.2%）
（ウ）設置を決定	11団体（18.6%）
（エ）検討中	8団体（13.6%）

〔市町村〕

（ア）全校で設置	466団体（14.2%）
（イ）一部の学校で設置	231団体（7.0%）
（ウ）設置を決定	679団体（20.7%）
（エ）検討中	1,422団体（43.3%）

③校長及び教頭の資格要件の緩和

- ・一定の要件を満たせば、教員免許状がない者も、校長又は教頭に任用できる。
- ・いわゆる民間人（教員免許状がなく教育に関する職に就いたことがない者）でも、学校運営上特に必要がある場合には、校長に任用できる。

【参考】免許状を持たない校長の登用例（平成13年4月現在）

東京都：都立高等学校で2名（民間人から）

埼玉県：県立高等学校で1名（民間人から）

広島県：公立の小学校及び中学校で各1名（民間人から）

県立高等学校で2名（1名は民間人、1名は県立高等学校事務職員から）

千葉県：県立養護学校で1名（教育委員会職員から）

兵庫県：県立高等学校で1名（教育委員会職員から）

(2) 学校の裁量の拡大

〈主な改善事項〉

①学校管理規則の見直し

学校管理規則とは、学校の管理運営について教育委員会が定める規則であり、学校の組織編制や教育課程、教材の取扱などに関し、必要に応じて、教育委員会の許可・承認・届出・報告等を必要とするものとしている。

文部科学省としては、学校に対する教育委員会の許可、承認、報告、届出等の関与を縮減し、学校の裁量を拡大するよう、各教育委員会の取組を促している。

【参考】学校管理規則の見直しの状況（平成13年4月現在）

都道府県のうち31団体(66.0%)で改正を実施

（見直しの例）

- ・教育課程の編成：教育委員会の承認から届出に改めた。
- ・二学期制の導入：教育委員会の承認から届出に改めた。
- ・授業日と休業日の振替：教育委員会の承認から届出に改めた。
- ・修学旅行など宿泊を伴う学校行事：教育委員会の承認から届出に改めた。

②予算に関する裁量の拡大

学校関係予算の編成に際して、いわゆる校長裁量経費の措置など校長の判断で執行できる範囲を拡大するよう、各地方公団体の取組を促している。

【参考】校長裁量経費の取組例

- ・秋田県：ふるさと子どもドリームアップ事業（平成11年度～）
県内小中学校及び特殊教育諸学校に申請に基づき50万円程度を助成
- ・高知県：21ハイスクールプラン推進事業等（平成12年度～）
県立高等学校及び特殊教育諸学校に申請に基づき50万～650万円を助成

③教職員人事に関する校長の意見の反映

市町村立小中学校等の教職員の人事について、任命権者である都道府県教育委員会に対し、校長の意見がより一層反映できるよう、市町村教育委員会が都道府県教育委員会に内申を行う場合、校長からの意見の申出があったときは、その意見を付するものとした。

（先の通常国会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正。施行日は平成14年1月11日。）

④教育課程の基準の弾力化

平成14年度から実施される新しい学習指導要領においては、以下のように、学校に対して大幅な裁量権の拡大を図る改善を行い、各学校が創意工夫を凝らした教育課程を編成できるようにしている。

- （具体例）・総合的な学習の時間（国は具体的な内容を示さず、学校が創意工夫し具体的教育内容、名称等を設定して教育を実施する時間）の創設
- ・選択学習の拡大
 - ・弾力的な時間割の編成 など

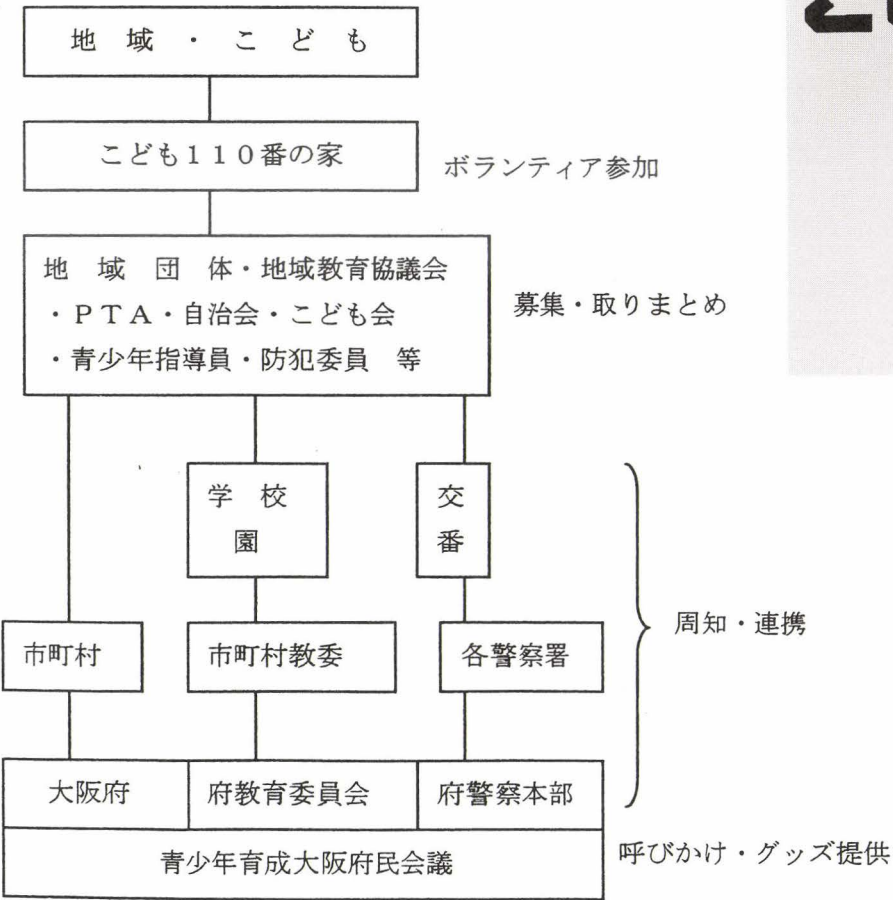
「こども110番の家」運動を進めよう！

青少年育成大阪府民会議では、こどもたちを犯罪から守るため、「こども110番の家」運動を進める地域の取組みを支援しています。

○運動の趣旨
最近、子どもたちが登下校時を中心として、トラブルに巻き込まれる事件が数多く発生し、社会問題となっています。
府民会議では、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番の家」運動を推進しています。

○半額助成（旗代）
青少年育成大阪府民会議では、主体団体からの申請により、半額助成を実施しています。
(1本@250円×1/2=125円を上限とします。)

こども110番の家運動における役割



○問い合わせ
青少年育成大阪府民会議事務局
(大阪府生活文化部青少年課企画推進グループ)
〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目
TEL 06-6941-7634
FAX 06-6944-6649

平成13年度 教育社会委員会 活動状況

平成13年

- 6月12日 スタッフ会
「教育社会委員会の本年度の活動方針（案）について」
- 6月20日 正副委員長会議
「教育社会委員会の本年度の活動方針（案）について」
- 7月30日 講演会・常任委員会
 テーマ：「心の教育とは何か」
 講 師：京都大学 名誉教授 上 田 正 昭 氏

13年7月 教育関係者へのヒアリング ～14年2月 小学校・4、中学校・4、教育委員会・3、警察・1

- 9月13日 大阪市立大学との意見交換会
 テーマ：「大阪市立大学 新大学院
 都市政策研究科（仮称）の構想について」

平成14年

- 1月18日 スタッフ会
「ヒアリング結果の報告と平成13年度提言骨子について」
- 1月23日 講演会・常任委員会
 テーマ：「初等・中等教育の現状と課題」
 講 師：文部科学省 初等中等教育局
 初等中等教育企画課長 辰 野 裕 一 氏
- 1月28日 正副委員長会議
「ヒアリング結果の報告と平成13年度提言骨子について」
- 2月18日 常任委員会
「平成13年度提言について」
- 3月14日 常任委員会
「平成13年度提言について」

3月26日 常任幹事会・幹事会にて
「子供の教育と地域社会のあり方に関する提言（案）
～日本の将来を担う人材育成に向けた家庭・学校・地域の協働と実践～」
を報告

4月 2日 「子供の教育と地域社会のあり方に関する提言
～日本の将来を担う人材育成に向けた家庭・学校・地域の協働と実践～」
を記者発表

平成13年度 教育社会委員会 常任委員会名簿

※2002年3月26日現在
(敬称略・順不同)

委員長	村尾 弘毅	UFJ銀行	副頭取
副委員長	柴田 俊治 柳下 公一 杉村 和俊 松本 孝 平岡 龍人 戸田 昭 松本 耕司 早瀬 萬里子 岡田 信吾 大坪 一徳	朝日放送 武田薬品工業 積水ハウス 三和実業 清風学園 サントリー 松下電器産業 クロ・クリエイティブ・インターナショナル 日本生命保険 住友生命保険	社長 顧問 専務 社長 専務理事 専務 社会文化グループマネージャー 代表取締役 専務 副社長
常任委員	池田 正英 石部 修平 稲山 秀彰 奥田 吾朗 奥村 伸爾 勝山 欣哉 木村 英夫 隈崎 守臣 佐藤 潤 鈴木 博之 武内 道雄 中村 仁 原田 耕治 牧 美喜男 森元 淳平 吉田 二郎 吉田 時雄	国際労務管理財団 荒川化学工業 住友電気工業 大阪国際学園 オービック レンゴー 関電情報システム コングレ 昭和丸筒 丸一鋼管 西日本電信電話 西日本旅客鉄道 西島製作所 朝日監査法人 大林組 南海電気鉄道 学校法人 流通科学大学	理事長 社長 経営開発部長・事業開発室長 理事長 専務 監査役 社長 社長 社長 副社長 副社長 総合企画本部部長 会長 代表社員公認会計士 専務 会長 中内記念館名誉館長
スタッフ	福本 康蔵 廣瀬 輝和 佐々木 雅也 森 茂 岡崎 陽 出川 暁 近藤 裕子 工藤 将人 澄川 潤一 青木 二郎 田上 香江 前田 俊哉 穂宗 一郎 松井 伸浩	UFJ銀行 UFJ銀行 三和総合研究所 朝日放送 武田薬品工業 積水ハウス 三和実業 清風学園 サントリー 松下電器産業 クロ・クリエイティブ・インターナショナル 日本生命保険 住友生命保険 西日本旅客鉄道	企画部部長 企画部調査役 調査部研究員 経営企画室局長 総務人事部人事・組織統括室主席部員 人事部部長 営業企画部能力開発課課長 法人本部事務局長 人事部課長 社会文化グループ 参事・企画総務チームリーダー 秘書 企画広報部課長 総務部秘書役 総合企画本部主査
代表幹事スタッフ	佐藤 宏 富森 浩治	サントリー 西日本電信電話	経営企画部部長 総務部企画担当課長
事務局	萩尾 千里 梅名 義昭 松尾 康弘 野畑 健 柳川 菜穂	関西経済同友会 関西経済同友会 関西経済同友会 関西経済同友会 関西経済同友会	常任幹事・事務局長 企画調査部部長 企画調査部副部長 企画調査部 企画調査部

子供の教育と地域社会のあり方に関する提言
～日本の将来を担う人材育成に向けた家庭・学校・地域の協働と実践～

平成14年4月発行

発行者 社団法人 関西経済同友会

常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長

大阪市北区中之島6丁目2番27号

電話 (06) 6441-1031

印刷所 ビジネスブティック

インターネット・アドレス	http://kdoyukai.on.arena.ne.jp/
--------------	---

